

JHF 委員会設置規程

制定 1994 年 06 月 01 日 理事会
改正 2003 年 04 月 12 日 理事会
改正 2006 年 03 月 23 日 理事会
改正 2010 年 10 月 19 日 理事会

(根拠)

第 1 条 社団法人 日本ハンググライディング連盟 (以下 JHF という) の定款第 44 条に基づき、JHF に委員会を置く事ができる。

(目的)

第 2 条 委員会は、理事会の諮問に応ずると共に、理事会から委嘱された業務を遂行し、もって JHF の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(所属)

第 3 条 委員会は理事会に直属する。

(業務)

第 4 条 委員会は JHF の事業方針に基づき以下の業務を行う。

- (1) 諮問事項の検討と答申
- (2) 専門事項の検討と答申
- (3) 委嘱された業務の年間計画・予算案の理事会提出
- (4) 年間事業計画に基づく委嘱された業務の運営

(議事録)

第 5 条 委員会における討議内容及び決定事項は議事録に残し、委員会の開催後、速やかに理事会に提出しなければならない。

(常設委員会)

第 6 条 JHF に次の常設委員会を置くことができ、それぞれに統轄担当理事を置く。

- (1) パラグライディング競技委員会
- (2) ハンググライディング競技委員会
- (3) 教員・スクール事業委員会
- (4) 制度委員会
- (5) 補助動力委員会
- (6) 安全性委員会
- (7) ハングパラ振興委員会

(常設委員会の定員)

第 7 条 委員会を構成する委員の定数は原則次のとおりとする。但し委員会の業務を鑑み理事会が定める事ができる。

- (1) パラグライディング競技委員会 5 名
- (2) ハンググライディング競技委員会 5 名
- (3) 教員・スクール事業委員会 6 名
- (4) 制度委員会 5 名
- (5) 補助動力委員会 5 名
- (6) 安全性委員会 6 名
- (7) ハングパラ振興委員会 5 名

(常設委員の任期)

第 8 条 常設委員の任期は委嘱日より 2 年とする。

(委員の選任)

第 9 条 委員は理事会が候補者から選任し、JHF 会長が委嘱する。

(任務)

第 10 条 委員の候補者はJHFの広報手段を通じて公募する

(委員の補充)

第 11 条 常設委員会に定数の範囲で理事会が特に認めた場合は、期中に委員の補充を行うことが出来る。

2 補充される委員の任期は委嘱時から第 8 条に定める通常選任された委員の任期満了時までとする。

(委員の義務)

第 12 条 委員は委嘱された業務を誠実に遂行し、その責務を他に任せてはならない。

(委嘱の停止)

第 13 条 理事会は委員が第 12 条の義務を遂行できないと判断した場合、または委員にふさわしくない行為や言動があったと判断した場合には、会長は理事会の決議に基づき委員の委嘱を停止することが出来る。

(委員長)

第 14 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選任し会長が任命する。

(委員長の義務)

第 15 条 委員長は委員会の代表として第 4 条に定める委員会の任務の遂行に責任を持つとともに、委員会の事業の計画、および事業の実施報告を理事会に提出する。

(特別委員会)

第 16 条 理事会が必要と認めた場合、第 6 条に定める常設委員会以外に特別委員会を設置することができる。

(改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

(実施の時期)

この規程の一部改正(第 6 条、第 7 条、第 18 条)は、2006 年 3 月 23 日から実施する。

この規程の一部改正(第 2 条、第 6 条、第 7 条、第 17 条等)は、2010 年 10 月 19 日から実施すると同時に 1994 年に制定された J H F 委員選任規程はこれを廃止する。